

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 歴史的風致の分布

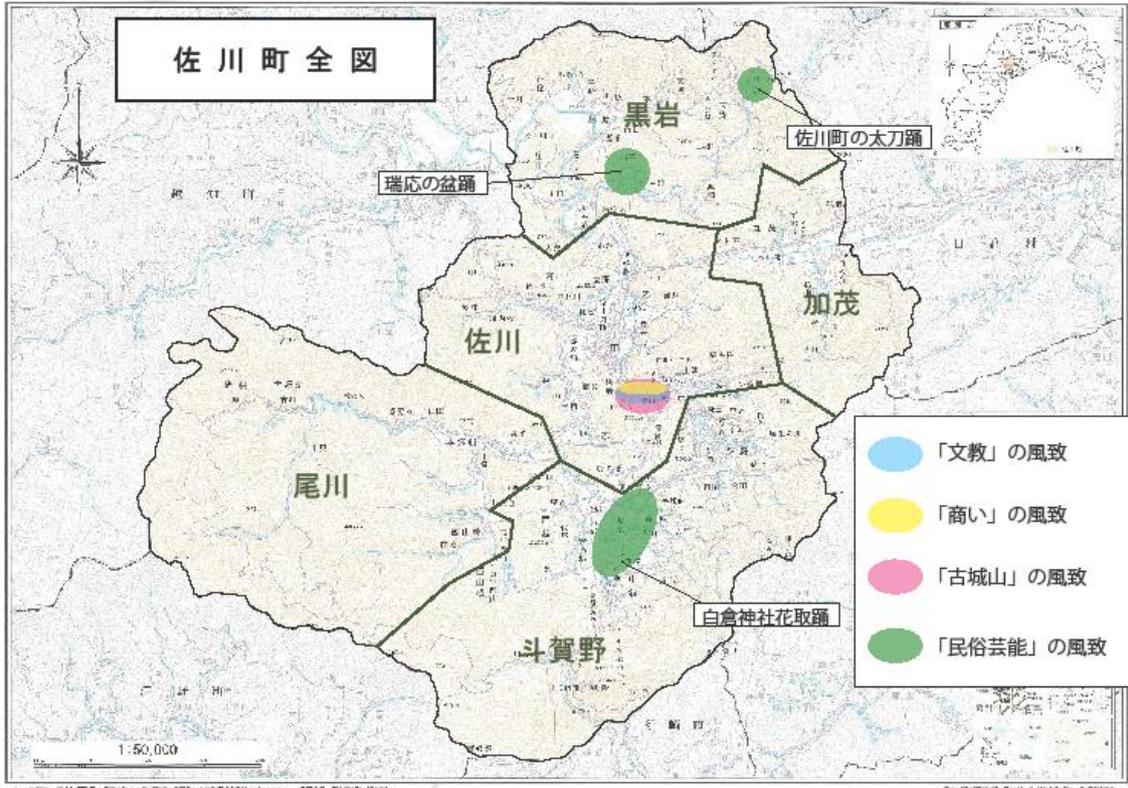
本町の歴史的風致は、中世、戦国時代及び江戸時代にかけて形成されてきた歴史的所産に由来する。

黒岩地区と斗賀野地区に伝わる三種類の踊りの民俗芸能は、古くは中世に起源を発し、神社における大祭での奉納や盆踊供養として、踊りが伝わる地域の人々によって継承されてきている。これらは、踊り文化として、それぞれの地域の歴史的風致を形成している。

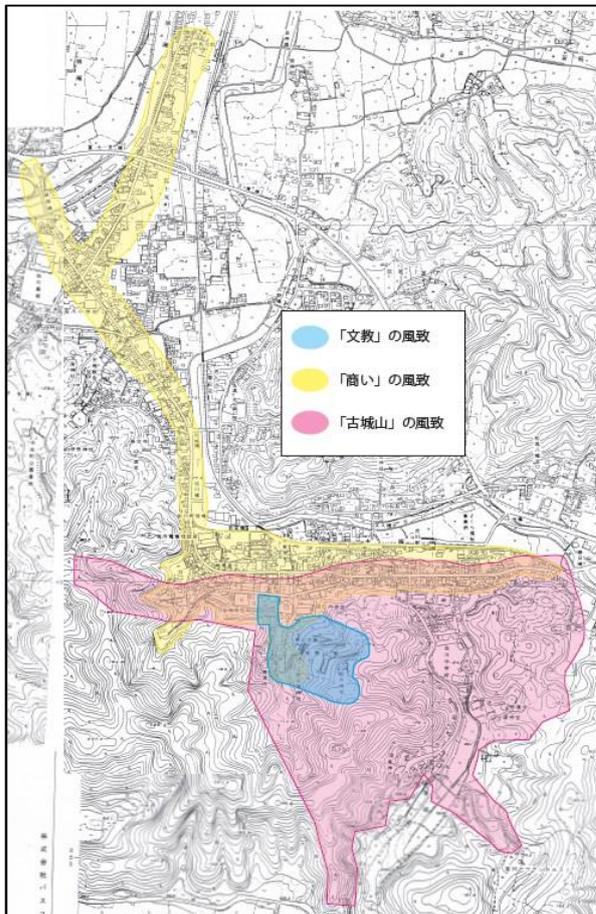
古城山の佐川城（現佐川城跡）は、戦国時代末期、土佐を統一した長宗我部氏の筆頭重臣久武氏の居城であった。しかし、関ヶ原の戦いを経て徳川の世となり、その筆頭家老深尾氏が佐川一万石を領することとなったことから、久武氏は城を明け渡し、深尾氏が新城主となった。この頃は、城の北面の奥の土居（現牧野公園）が追手口（＝城の表口）であった。古城山を背景とした桜の名所牧野公園、その一体化した姿は歴史的風致を形成している。

先記の佐川城は、徳川幕府の元和元年（1615）の一国一城令により取り壊され、その翌年深尾氏は、古城山の東麓の磐井谷に居宅と政庁を兼ねた土居を構えた。そこから深尾氏の町割（都市計画）が始まり、御土居川を挟んで東に郭中町（侍町）、西に町人町が形成される。その町人町には、御目見町人（深尾家への謁見を許された有力町人）などの豪商が見られるようになり、そのほとんどが酒造業を営んでいた。また、絹織物商も盛んであった。この商いの名残が今も上町周辺に色濃くとどまり、江戸期からの醸造業の伝統を引き継ぐ司牡丹酒造（株）の白壁の酒蔵が歴史的風致を形成している。

土佐藩筆頭家老でもあった佐川領主深尾氏は、文教政策を重視し、郷校名教館を創設し、文教の町の礎を築いた。この名教館からは世界的植物学者牧野富太郎や維新の志士で後の宮内大臣田中光顕などが巣立った。こうした文教の伝統が、青山文庫や牧野公園での人々の文教活動に継承され、歴史的風致を形成している。



【佐川町の主な歴史的風致の分布】



【中心部拡大図】

2. 重点区域の設定の考え方

第1期の佐川町歴史的風致維持向上計画では、重点区域の設定に当たり、深尾領佐川一万石の中枢部であった「佐川御郭内」 - 深尾土居邸・侍町・町人町からなる - の中で、重要文化財の竹村家住宅など造り酒屋等の旧商家や近世からの酒造りの伝統を受け継ぐ司牡丹酒造（株）の白壁の酒蔵群などの歴史的建造物が現存し、往時の面影を色濃く残している旧町人町を「酒造り」の歴史的風致として重点区域に含めた。

加えて、旧町人町の南側に当たる奥の土居には、明治35年(1920)、佐川町出身の世界的植物学者牧野富太郎博士が東京よりソメイヨシノの苗を郷土に送り、地元の有志達が植えたことに始まる桜の名所牧野公園（平成2年「日本桜の名所100選」に選定）があり、これも「桜」の歴史的風致として重点区域に含めた。

第1期計画では、歴史的建造物の保存・活用に力点を置いて、建造物の移築や耐震改修等を施し、それぞれ展示施設や雑貨店兼喫茶、観光協会事務所兼土産ショップ兼喫茶等に活用した。また、牧野公園では、遊歩道・道路の整備や多種の桜の植樹、牧野博士ゆかりの植物の植栽等をボランティアと一緒に実施した。



牧野公園

【ボランティア作業】



旧竹村呉服店

【雑貨店内】



旧浜口邸

【土産ショップ・喫

その結果、町の魅力や景観が向上したことにより、観光客の増加や知名度のアップにつながった。

しかし、歴史的建造物においては、肝心の酒蔵群が保存・活用の取組が殆どなされていない。これらは、建物の老朽化が進んでおり、重点的な対策が急がれる。また、第1期では重点区域に含めていない古城山の「佐川城」は、戦国期は奥の土居（現在の牧野公園）から見上げることができたのであり、奥の土居も佐川

城の防御を担う城郭の一部であった。かつてのように佐川城（現在は城跡）と牧野公園を一体化する整備が佐川の歴史的風致を高めるうえで必要である。佐川には牧野公園ともう一つの桜の名所「和楽園^{わらくえん}」がある。第1期では重点区域に含めていなかった和楽園を桜等の植樹や遊歩道の整備をおこなうことで、桜・植物の歴史的風致を更に高める必要がある。

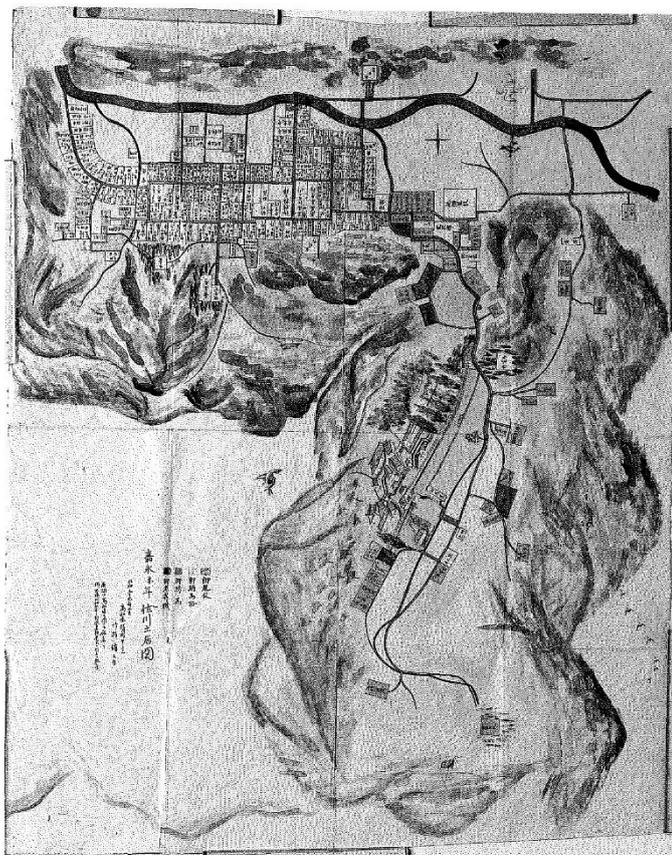
以上の状況を踏まえるとともに、本計画第2章に記した本町の維持向上すべき4つの歴史的風致のうち、「文教」「古城山」「商い」が集中的に存在している区域（「民俗芸能」は町の周辺部に点在しているため重点区域からは除く）を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、本町の歴史的風致の維持及び向上を図る

なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的な施策の実施範囲等に関して変更や追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しをおこなうこととする。

3. 重点区域の位置及び範囲

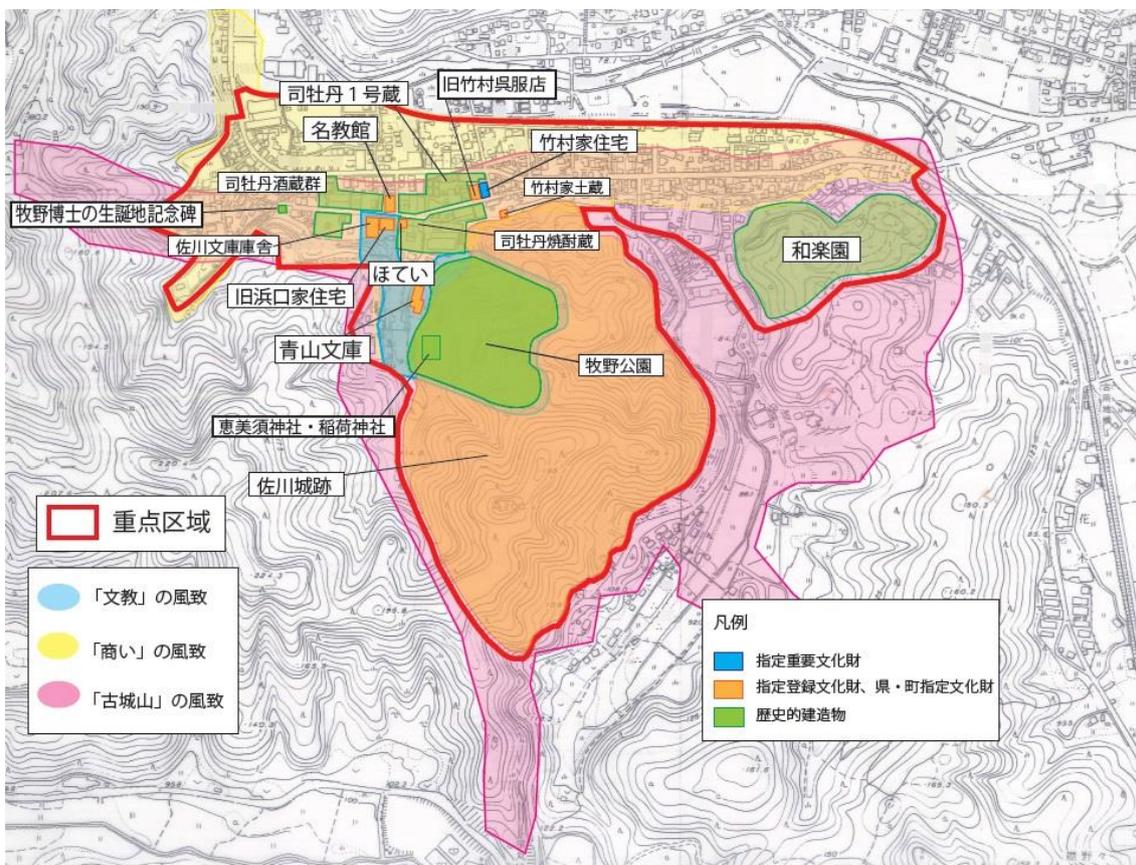
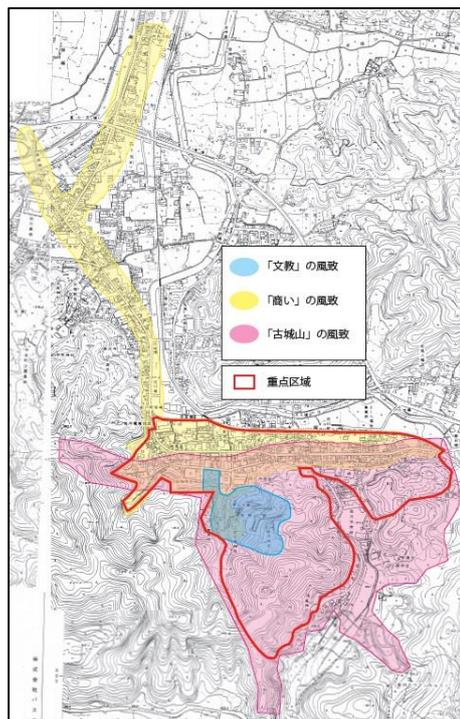
(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、本町の維持向上すべき「文教」「古城山」「商い」の歴史的風致が集中して存在する範囲である。具体的には、旧町人町と牧野公園は引き続き重点区域に含め、それに古城山の佐川城跡、恵美須神社祭礼（おなばれ）が通るJR佐川駅^{ひがしまちまつぎせん}以東の町道東町松崎線の沿道、及び和楽園を加える。旧町人町の線引きは、江戸後期の嘉永（1848～1854）に描かれた絵図をもとに、現在の同区域の区割りと比較検証したうえで判断した。



【江戸期嘉永の町人町の絵図】

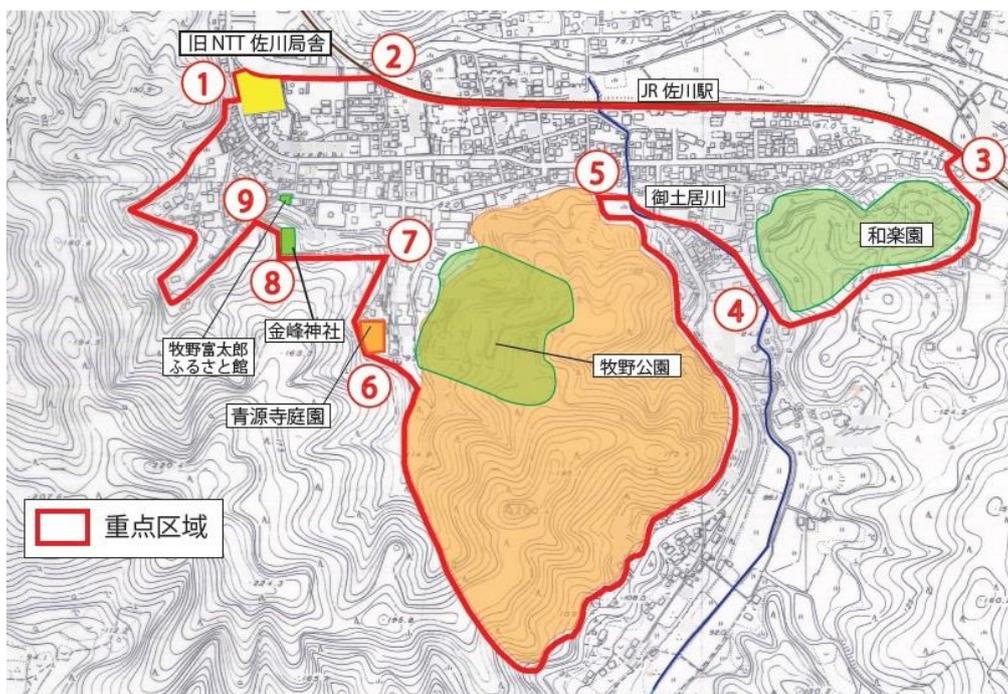
以上のように、重要文化財竹村家住宅、登録有形文化財の旧浜口邸・旧竹村呉服店・竹村家土蔵や白壁の酒蔵群などの歴史的建造物が今も往時を偲ばせる旧町人町を核として、酒造りや商売繁盛の祭礼、桜等の植栽、文教活動など歴史的に継続されてきた伝統を反映した人々の活動が一体となって良好な市街地環境を形成している範囲を重点区域の位置とする。



【重点区域図位置図】

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、「文教」「古城山」「商い」が醸し出す歴史的風致が集中して存在する範囲とする。また、歴史的風致に関する建造物や恵美須神社祭礼のルート、歴史を反映した活動等を包括した範囲とし、現在の地形地物等に沿って境界を設定する。



地図番号	経由→	地図番号
①旧 NTT 佐川局舎	春日川の南岸	②春日川と JR土讃線の交叉点
②同右	JR 土讃線	③JR 土讃線春日踏切
③同右	和楽園の境	④御土居川
④同右	御土居川	⑤御土居川と佐川 城 跡の交叉点
⑤同右	佐川城跡の境	⑥青源寺
⑥同右	青源寺の境	⑦町道奥の土居線
⑦同右	町道奥の土居線	⑧金峰神社
⑧同右	金峰神社の境	⑨牧野富太郎ふるさと館
⑨同右	旧町人町の境	①旧 NTT 佐川局舎

【重点区域名】 さかわ文教・歴史のまちなみ区域

【重点区域の面積】 43h a

4. 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的建造物や町並みの整備が進むと共にそこを舞台とした人々の活動が活性化し、風致ある風情が更に醸成化じょうせい化されることになる。このことは、町民に町の価値を再認識させるきっかけとなり、ひいては町に対する誇りや郷土愛を生み出すことにも繋がる。

歴史的風致の維持及び向上を図る上で最も重要なファクターは、人々の活動であり、意識である。その意味で、重点区域に注ぎ込んだ投資の効果が、人々の活動を活性化させ、意識変革をおこし、という形で町全域に波及していくことが最も望ましい広域的効果の表れであるといえる。それは具体的には、地域の伝統や文化の保存・継承・活用の高まり、人々や団体の個性的な地域づくりの進展として表れる。こうしたことが総体となって、佐川町の個性ある魅力を高めることとなる。

5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 独自条例との連携

佐川町街なみ景観条例（平成5年条例第15号）は、本町の個性豊かな街なみ及び農村集落の景観の維持並びに形成に関する必要な事項を定め、もって自らの手でより快適で誇りある郷土をつくりあげていくことを目的として制定された。

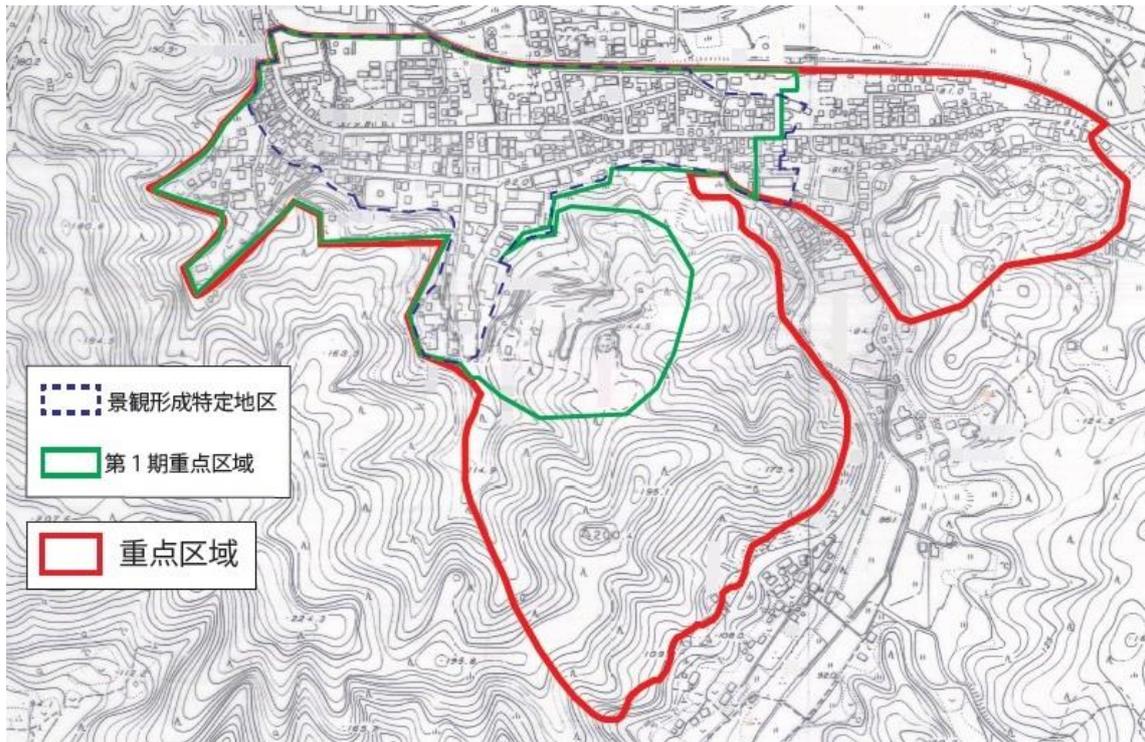
同条例では、景観の形成を図るために必要な地区を景観形成特定地区として指定することとし、同地区内における次の行為をしようとする者は、あらかじめその内容を町長に届け出なければならないとしている。当該届出があった場合は、町長は助言又は指導ができ、及び技術援助又は経費の助成ができると定めている。

ア 建築物等の新築、増築又は改築

イ 建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更

ウ その他景観形成に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

同条例で景観形成特定地区として指定している地区は、佐川町歴史的風致維持向上計画（第1期）で定めている重点区域とほぼ重なる区域（西谷地区及び牧野公園が対象外）であり、旧町人町ちやうにんまちの様相を最も呈している箇所である。



【景観形成特定地区の位置図】

第2期同計画で定めている重点区域の面積は 43ha であり、第1期の 20.3ha の2倍以上の広さである。

しかしながら、その拡がった箇所は山地であったり、同条例で指定している地区ほど街なみ規制の必要性が高い箇所ではないことから、従来通り歴史的風致の計画と同条例との連携を図っていくことができる。